令和3年度

新型コロナウイルス感染症に係る支援策等 オンライン (YouTube Live) 説明会

日時:令和3年3月26日(金) 開演10:00

主催:鳥取県

★注意事項★

説明する鳥取県の支援策につきましては、現在開会している鳥取県議会令和3年2月定例会において予算案の審議が行われています。したがいまして、支援策の内容変更や、支援策が執行されない場合も生じる可能性がございますのでご了承ください。



事業継続 感染対策関係支援

新型コロナ克服緊急応援事業

ガイドラインに基づき新型コロナウイルス感染症対策に取り組む事業所を応援します。

<応援金> 一事業者あたり

10万円

(複数店舗の場合も事業所ごと給付)

提出期限は3月31日必着

(飲食店に限り、4月30日まで延長)

<目的>

業種を問わず、この応援金を認証事業所を 目指すきつかけとし、確実に感染対策を実施 する店舗を増やすことを目的とした制度

【対象事業者】

認証事業所、認証取得に取り組む事業所(協賛店)

【担当部署】

生活環境部くらしの安心局 くらしの安心推進課 TEL: 0857-26-7989 FAX: 0857-26-8171

新型コロナ克服特別金融支援事業

コロナ融資を**令和3年6月末まで延長します**

資金使途 運転資金、設備資金、借換資金

融資上限額 3億円

融資利率 売上高の減少が15%(個人事業主の場合は5%)以上の場合

当初5年0%、6年目以降1. 43%

売上高の減少が5%以上15%未満の場合

当初5年0.7%、6年目以降1.43%

保証料 10年間0%

融資期間 10年以内(据置5年以内含む)

【対象事業者】

新型コロナウイルスの影響により売上が減少した県内中小事業者等

※セーフティネット保証4号・5号または危機関連保証の認定を市町村から受ける必要があります

【担当部署】

商工労働部 **企業支援課** TEL:0857-26-7249

FAX: 0857-26-8117

県内企業多角化 新展開応援補助金

コロナ禍により経営的な影響を受けた事業者のみなさまの多角化・ 新展開につながる取組を支援します。

<補助金>

<u>100万円</u>

(補助率 2分の1)

<対象事業>

- ①事業実施方法の転換
- ②新分野への進出
- ③新型コロナに対応する新商品・サービス開発

【対象事業者】

新型コロナウイルスの影響により経営的な影響を受けた県内中小企業者

(申請前直近1年のうち、任意の3か月の売上が、コロナ以前の同月比30%以上減少)

【扣当部署】

商工労働部 企業支援課 TEL: 0857-26-7988 FAX: 0857-26-8078

とっとり企業支援ネットワーク等を活用した企業支援

個々の経営課題に応じた事業者支援を行っています

- ▶ とっとり企業支援ネットワークは、県内の金融機関・信用保証協会・商工団体等の20機関が連携して、県内事業者の皆様の経営・金融を支援する県独自のスキームです(事務局:県経営サポートセンター)。
- ▶ 中小事業者の皆様の経営課題を整理し、事業者の強み、経営環境を生かし、 成長分野への進出等必要な経営改善施策、金融調整など関係機関と連携して支援を行っています。

(相談事例)

・資金繰りの改善、課題解決に向けた専門機関の活用、新分野への挑戦、販路開拓、生産性向上、働き方改革 等

【担当部署】

鳥取県経営サポートセンター(とっとり企業支援ネットワーク連携事務局)

〒680-0031 鳥取県鳥取市本町1丁目101 (ビジネスサポートオフィスとっとり内) 電話 0857-20-0071 ファクシミリ 0857-20-0241

徹底した感染拡大予防対策による安心創出事業

事業者が、新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに沿った取組を継続的に実施するための経費を支援します。

<補助上限額> 一事業者あたり

20万円/事業者

(複数店舗経営は40万円)

<補助率> 1/2

<対象経費>※ 消耗品は対象外

感染予防対策に必要な経費(仕切り用のアクリル板、非接触型体温計、CO2モニターの購入、換気扇の設置等の工事を伴う設備改修等)

【対象店舗·事業者】

飲食店、宿泊施設、生活衛生関係等の接客を伴う営業施設

【担当部署】

生活環境部くらしの安心局 くらしの安心推進課 TEL: 0857-26-7989 FAX: 0857-26-8171

〈コロナ後を見据えた飲食店応援事業〉 デジタル化で頑張る飲食店等支援事業

業務効率化や生産性向上等のためのデジタル化を導入する取り組みを支援します。

<補助上限額>

一事業者あたり

10万円(補助率 1/2)

(複数店舗経営は20万円)

<対象経費>

経営のデジタル化への取組に要する経費 (対象となる取組の例) 予約・発注システム、顧客台帳システム、 電子マネー決済、会計処理ソフト等の導入など

【対象事業者】

県内飲食店、食品加工事業者等 (※食のみやこ推進サポーターに登録すること)

【担当部署】 農林水産部兼商丁労働部市場開拓局 食のみやこ推進課

TEL: 0857-26-7835 FAX: 0857-21-0609

(コロナ後を見据えた飲食店応援事業) 食品加工で頑張る飲食店等支援事業

新たな業態導入に取り組むための事業を支援します。

<補助上限額>

一事業者あたり

25万円(補助率 1/2)

<対象経費>

新商品開発費、システム導入費、 機器導入費、施設改修費等 (新たな業態導入の例)

- ・飲食店の自社メニューの加工品化
- ・飲食店がパンやケーキの製造・販売を開始
- ・食品加工事業者が飲食業や移動販売を開始等

【対象事業者】

県内飲食店、食品加工事業者等 (※食のみやこ推進サポーターに登録すること)

【担当部署】農林水産部兼商工労働部市場開拓局 食のみやこ推進課

TEL: 0857-26-7835 FAX: 0857-21-0609



需要回復

新型コロナ対策お楽しみ券応援事業

県内の旅館・ホテル、旅行会社、観光施設など新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた事業者が取り組む 「前売り宿泊券」等を発行する事業を支援する。



20%のプレミアム

=プレミアム相当額を県が支援

【登録施設数】68施設(ホテル・旅館49、旅行会社9、観光施設8、土産施設2)

【 事業期間 】 販売期間:令和3年2月10日~令和3年3月31日

利用期間:令和3年2月10日~令和4年3月31日(最長の場合)

※各施設が利用期間を設定

期間を1か月延長!

4月30日(金)まで **GoToトラベルが再開された場合には、 キャンペーンを終了します。

鳥取県

島根県

\ 山陰(鳥取県・島根県)の魅力を満喫しよう! ✓

限定!









鳥取・鳥根県民の方が**対象の施設を**利用される場合に、その費用を**割引します!**

宿泊施設

半額

上限 5,000円

観光施設・体験型観光メニュー

上限 3,000円

^{〈島根県〉}「しまねプレミアム観光券」

をご利用ください!

※〈島根県〉 市町村独自の支援制度が設けられている場合は、併用不可

トリピー・しまねっこから 3つのお願い

1.本人確認書類を 持参してね!

2.入口でアンケート に協力してね!

3.感染予防に 取り組もう!



体験した山陰の魅力をSNS等で紹介して、みんなで地元を応援しよう! ② #WeLove山陰









その他支援策 (働き方・事業拡大・相談窓口)

鳥取県テレワーク等導入企業支援補助金

テレワーク等のオンライン手法の業務への活用に関心を有する県内中小企業者が、**専門家の伴走支援を受けながら行う導入に向けた取組**を支援します。

【補助率•額】

補助率 **2分の1**

補助金額 上限50万円

【対象経費】

テレワーク等の導入目的の明確化、開発・実施するための業務の洗い出し・業務工程の見直し、運用に必要な規程類やルールの整備等の経費

※ハードウェアの購入・リースは対象外

※ソフトウェアの導入・使用のみの事業は対象外

【対象事業者】 県内中小企業者



【担当部署】

商工労働部 雇用人材局 とっとり働き方改革支援センター TEL: 0857-26-7229 FAX: 0857-26-8169 14

鳥取県産業成長応援補助金

企業の新たな取組や設備投資等を支援します

R3年度 Point

- ・DXの推進、温室効果ガス削減を推進するための支援を新設
- ・大型投資にかかる要件緩和(雇用・付加価値増)を継続

技術革新・	生產性向	\vdash
	<i> </i>	_

大型投資

A小規模事業者 挑戦ステージ	B生産性向上 挑戦ステージ	C成長・挑戦 ステージ	D成長・規模拡大 ステージ	E一般投資支援
新たなチャレンジで 現状を打破	経営力強化 生産性向上で発展	新しいビジネスモデルで大きく 飛躍	先進的な取組で 将来の成長に向けた 事業を拡大	大規模な投資事業
補助率 1/2	補助率 1/2 (組合・任意グループ 2/3)	補助率 1/2 (組合・任意グループ 2/3)	補助率 1/5 (加算後最大1/4)	補助率 1/10 (加算後最大1.5/10)
補助上限 200 万円	補助上限 500万円	補助上限 1000 万円 (重点分野 1500万円)	補助上限 10億円	補助上限 5億 円

【担当部署】

(A~Cステージ) 商工労働部 企業支援課 TEL:0857-26-7242 FAX:0857-26-8117

(D・Eステージ) 商工労働部 立地戦略課 TEL:0857-26-7220 FAX:0857-26-8117

とっとりBCPサポートセンター

- 新型コロナウイルス感染症の影響による新たなリスクや、自然災害等の企業が抱える リスクへの相談窓口「とつとりBCPサポートセンター」を開設。
- 相談内容に応じた**専門家とのオンラインによる個別相談や、企業への専門家派遣を**実施。 ⇒企業が抱える<u>リスクの診断や対策の方向性についてアドバイス</u>を受けることができる。
- サポートセンターは県内3カ所に設置し、<u>専門家への相談の調整</u>や、**BCP(事業継続** 計画)の策定等の支援(策定ワークショップの案内等)を実施。

個別相談・専門家派遣 利用回数(上限)

オンライン個別相談 4回まで(1回1時間)

専門家企業派遣 1回まで(1回4時間)

O専門分野

- 1. 感染症対策
- 2. 自然災害リスク診断
- 3. サイバーセキュリティ
- 4. BCP策定 など

〇活用方法について

- ①サポートセンターにメールや電話でリスク相談
- ②相談内容に応じ、事務局が専門家を選定
- ③専門家との個別相談を実施
- ④必要に応じて、企業に専門家の派遣や BCP策定の支援を実施



BCPセルフ診断サイトを夏頃に開設予定!

サポートセンター

東部センター 0857-26-7987

中部センター 0858-23-3985

西部センター 0859-31-9637

【問い合わせ先】鳥取県商工労働部商工政策課

TEL: 0857-26-7987 FAX: 0857-26-8117 MAIL: shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

コロナリスク対応型事業継続補助金

~コロナBCPの実効性を高めるための事業を支援します~

鳥取県では、新型コロナ感染症拡大に伴う事業リスクの軽減とともに、感染予防を図りつつ事業継続を確かなものとするため、新型コロナ感染症対応BCP(コロナBCP)の策定推進に取り組んでいます。

いざという時でも事業継続ができるよう、必要な準備を整えましょう! (県内事業者のコロナBCP策定状況:今年度中に20社が策定予定)

対象者	対象者コロナBCPを策定している又は策定予定の県内中小企業		
申請期間	1次募集:4月中旬頃から2週間程度 ※以降は、予算の状況により、	随時募集します	
対象事業	①コロナリスク対応事業 例) サイバーセキュリティ対策や3密回避など ②新事業展開調査・検討事業 例) 新事業展開やサプライチェーンの見直しなど ③その他、コロナBCPの実効性を高めるための事業採択の可否は、審 査会において決定 します	消毒事業 ただし、保健所等の指導に基づき外部業者 に委託して実施するものに限る	
対象経費	上記事業を実施するための経費 ・サイバーセキュリティ対策のために必要な調査費や システムの導入費 ・ 3 密を回避するために実施する改修費 ・新事業展開の検討に必要な調査費 など	感染者発生時における事務所や 店舗等(県内に限る)の消毒作 業にかかる委託費	
上限額	1社につき 50万円		
下限額	3 0 万円	10万円	
補助率	1/2		

【問合先】鳥取県商工労働部商工政策課

経済対策予算ワンストップ相談窓口

県・国支援策の補助金・支援金等の申請支援など、<u>県ワンストップ相談窓口『コロナに打ち克つ!経済対策予</u> 算ワンストップ相談窓口』(県内3箇所)で引き続き相談対応します。

県社会保険労務士会・県行政書士会・中国税理士会県支部連合会と連携し、専門家が窓口にて個別相談対応

相談件数 35,000件以上!

[令和3年3月16日現在]

専門家による 個別相談 約500件!

[令和3年3月16日現在]

く東中西部3箇所にワンストップセンター>

	ご予約窓口(平日 8:30~17:15)	
東部	東部ワンストップセンター (鳥取県商工労働部内)	0857-26-7538
中部	中部ワンストップセンター (鳥取県中部総合事務所内)	0858-23-3985
西部	西部ワンストップセンター (鳥取県西部総合事務所内)	0859-31-9637

- ■「一時支援金」の申請相談等、 国・県の支援策に対応
- 社会保険労務士、行政書士、 税理士による支援サポート

完全予約制(個別相談)

専門家が丁寧にご相談に応じます!

国の緊急支援策

緊急事態宣言の影響緩和に係る「一時支援金」

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、<u>売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者への支援金</u>。

<給付額>

一事業者あたり

上限 60万円

(個人事業主は30万円)

<対象>

事業収入(売上)が

50%以上減少

した事業者の皆様

ポイント①:緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること(※)

(※) 緊急事態宣言の再発令に伴い、<u>宣言地域の飲食店と直接・間接の取引</u>があること、又は、<u>宣言地域における不要不急</u> の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと

ポイント②:2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の<u>売上が50%以上減少していること</u>

- ★給付要件を満たす事業者であれば、業種や所在地を問わず給付対象となります。
- ★「旅行客の50%以上が宣言地域内から来訪している地域」であることを示す統計データとして、次のサイトに参考データを添付しています。(URL: https://www.pref.tottori.lg.jp/296518.htm)

【お問い合わせ先】一時支援金事務局[相談窓口] TEL: 0120-211-240 (IP電話から: 03-6629-0479)

URL : https://ichijishienkin.go.jp/

雇用調整助成金(特例措置)

新型コロナの影響で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業・教育訓練により労働者の雇用維持を図る場合に、休業手当等の一部を助成します。※特例措置期間はR3年4月末まで(予定)

【助成率】中小企業 4/5 (解雇を行わない場合10/10)

大企業 2/3 (解雇を行わない場合3/4)

※売上等が直近3か月の平均値で前年同期比30%以上減少した全国の大企業等、 一部の大企業には中小企業の助成率を適用(特例措置拡充)

【上限額】15,000円/日・人

※教育訓練する場合の加算:中小企業2,400円/日・人、大企業1,800円/日・人

【担当部署】

厚生労働省鳥取労働局 職業対策課 TEL: 0857-29-1708 FAX: 0857-22-7717



產業雇用安定助成金

R3年2月新設

新型コロナの影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、<u>出向元と出向</u>先の双方の事業主に対して助成します。

●出向運営経費

【助成率】中小企業 4/5 (解雇を行わない場合9/10) 大企業 2/3 (解雇を行わない場合3/4)

【上限額(出向元・出向先の計)】 12,000円/日・人

●出向初期経費 10万円/人 (加算額 5万円/人)

【助成金の担当部署】

厚生労働省鳥取労働局 職業対策課 TEL: 0857-29-1708 FAX: 0857-22-7717 【在籍型出向のマッチング行う無料で行う支援機関】

(公財) 産業雇用安定センター鳥取事務所 TEL: 0857-20-1500 FAX: 0857-20-1502





事業再構築補助金<通常枠>

ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するため中小企業等の思い切った事業再構築を支援します

<補助金>

<u>100万円~</u> <u>6,000万円</u>

(補助率 3分の2)

く活用イメージ>

- ①喫茶店が飲食スペースを縮小
 - ⇒ 焼き菓子のテイクアウト販売を開始
- ②伝統工芸品製造(百貨店での売上げ減)
 - ⇒ 新たにECサイトでの販売を開始

【対象事業者】

- ・申請前直近6月のうち任意の3月の合計売上げが、コロナ以前同3月と比べて10%以上減
- ・事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定
- ・事業終了後3~5年で付加価値額又は従業員1人あたりの付加価値額が年率3%以上増加 【担当部署】

経済産業省 中小企業庁 (お問い合わせは経産省HPの質問フォームよりお寄せください)



鳥取市

鳥取市中小企業事業再構築支援事業補助金

環境の変化に対応した新たな事業の創造につながる取組に係る経費を幅広く支援します!(鳥取県の県内企業多角化・新展開応援補助金と併用可)

【対象要件】

- ・直近1年のうち任意の3月の合計売上高が コロナ以前(H31.1~R2.1)の同3月の合計売上高 と比較して**20%以上減少**
- 事業計画が**商工団体による事前確認**を受けた事業であることなど

【補助額】

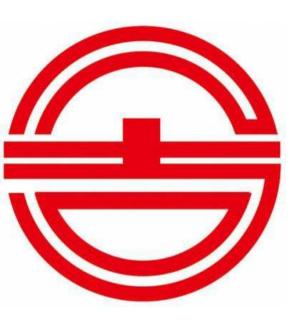
区分	補助率	上图	艮額
I:20~200万円 の経費	1/4	50 万円	100
II:200万円を 超えた経費	1/2	50 万円	万円

【対象事業者】

鳥取市内に主たる事業所を有する中小企業者等(個人事業主・株式会社・有限会社・合同会社・合資会社・ 合名会社) ※農林水産業は除く。

【問合せ先】

鳥取市 経済観光部 企業立地・支援課 TEL:0857-20-3223 FAX:0857-20-3947



倉吉市

【倉吉市】倉吉版経営持続化支援事業(追加対策分)

市では今年(令和3年)の売上と前年(令和2年)または前々年(令和元年)の売上とを比較し、ひと月の売上が大きく減少している事業者の皆さまに対する新たな支援制度を創設しました。

一般支援型

支

援

型

対

象

者

【条件】令和3年1~12月のひと月の売上が前年(令和2年)または前々年(令和元年)の同月と比べ50%以上減少

【支援】法人:一律20万円、個人:一律10万円

【業種】全業種

特別支援型

【条件】令和3年1~12月のひと月の売上が前年(令和2年)または前々年(令和元年)の同月と比べ1,000万円以上減少

【支援】一律50万円

【業種】飲食・宿泊サービス業、卸売・小売業、生活関連サービス業、観光関連業種(土産梱包資材製造、旅行運送業等)

【市内事業者】

その本社・本店または主たる事業所が倉吉市内にある事業者 ※個人事業者は店舗が市内にあれば交付可能

【本社・本店が市外にある事業者】

事業所が市内にあり市に納税がありかつ市内に勤務する従業員が全従業員の1/2以上または従業員が100名以上

倉吉市商工観光課 市役所第2庁舎3階(堺町2丁目253-1)

☎: 0858-22-8129 ⊠shoukou@city.kurayoshi.lg.jp

【倉吉市】経営者チャレンジアップ支援事業

市内において、「新分野展開」「事業再編」「事業承継」「感染症感染予防対策」など新しい生活様式の中で経営改善の対策に取組む事業者を支援します。

【取組例】

新分野展開 … オンラインサービス導入(EC通販、ホームページの立上げ)等

事業再編 … コンサル・中小企業診断士等により自社の事業を見直し再構築を図る取組み等

事業承継 … 第三者承継、事業承継を図るため専門機関等への委託の際に生じる着手金、手付金

その他の初期費用を支援。成功報酬は対象外。

予防対策 … マスク・消毒液等の消耗品の他、空気清浄機、換気機能付きエアコン等を設置する

ことでお客様へ自社の安心安全をPRする取組み

※複数の取組も可能(例:コンサルを投入し、EC通販を立ち上げる等)

【補助金】

対象経費(消費税抜)の3/4、上限50万円

倉吉市商工観光課 市役所第2庁舎3階(堺町2丁目253-1)

☎: 0858-22-8129 ⊠shoukou@city.kurayoshi.lg.jp



米子市

飲食関連事業者応援給付金

家賃等固定費などの軽減のほか今後の事業継続など幅広くご活用いただけます。

申込締切:3月29日(月)

<対象・給付額>

この12月~2月の売上が50%以上減少した米子市の飲食関連事業者へ以下のとおり給付します。

- ●飲食店の営業を行う事業者: 10万円×米子市内飲食店舗数
- ●持ち帰り・配達飲食店の営業を行う事業者: 10万円
- ●飲食店へ食品・飲料・消耗品を直接納品している事業者: 20万円

【担当部署】

米子市経済部商工課 TEL: 070-7574-6601 / 070-7574-6602

飲食店テイクアウト・デリバリー等推進事業補助金

市内で飲食店を経営する事業者が行う、テイクアウトやデリバリー等の サービスの**利用促進や利便性向上のための取組み**を支援します

【補助率】4/5【補助上限額】10万円【申請受付期間】5月31日まで

※事前申請が必要です

【対象経費】

広告宣伝費、手数料、委託費、 賃借料、消耗品費

※補助対象期間:交付決定日~6月30日

【主な対象要件】

- ○米子市内で飲食店を経営する中小企業者等であること
- ○令和2年12月以降、売上高が前年同月比30%以上減少していること

【担当部署】 米子市経済部商工課 TEL:0859-23-5217



境港市

境港市外国人技能実習生等入国時滞在費補助金

新型コロナウイルス感染症に係る水際対策に対応するため 外国人材が入国時にホテル等に宿泊した場合の費用を補助します

ホテル等宿泊費負担イメージ

(県)	(市)	(事業者)
1/3	1/3	1/3

<補助上限額> 外国人1人につき2,000円/泊

<対象となる在留資格>

技能実習、特定技能、 経営・管理、 技術・人文知識・国際業務、 技能等

【対象者】

- ①市内に外国人材の就労場所を有する事業者
- ②鳥取県外国人技能実習生等入国時滞在費補助金の交付を受けた事業者

【担当部署】

境港市役所産業部 水産商工課 経済交流係 TEL:0859-47-1029 FAX:0859-44-7957

※本日説明ができなかった令和3年度支援策等については下記の方法でご確認いただけます

①【とつとり産業支援ナビ】



- ・商工政策課ホームページ上で支援策が確認できます。
- ・令和3年3月末に公開を予定しています。

詳細は随時ホームページに掲載します

「鳥取県 商工政策課」で検索!

URL:https://www.pref.tottori.lg.jp/shoukouseisaku/

②【鳥取県企業支援ガイドブック】



- ・①の内容を冊子にまとめたガイドブックを発行します。
- ・発行は令和3年4月下旬を予定しています。
- ・ガイドブックは鳥取県庁(商工政策課)、中部総合事務所、 西部総合事務所、日野振興センターで配布します。
- ・配布に合わせ、商工政策課ホームページ上でガイドブック のデータも掲載し、ダウンロードしていただけます。

【問い合わせ先】

<ナビに関すること> <ガイドブックに関すること>

鳥取県商工労働部商工政策課 TEL:0857-26-7214

商工政策課 <u>TEL:0857-26-7214</u> 中部総合事務所 <u>TEL:0858-23-3985</u> 西部総合事務所 TEL:0859-31-9636 **日野振興センター** TEL:0859-72-2083



ご視聴ありがとうございました。

各種支援策へのご質問や、説明会についてのご意見な どについて、アンケートのご協力をお願いします。

- ・アンケートは商工政策課ホームページから電子申請サービスや電子メール、またはFAXで ご提出いただけます。
- ・アンケート様式、提出方法については下記URLの商工政策課ホームページをご覧ください。 また、こちらのQRコードからもご提出いただけます。

アンケートQRコード \Rightarrow 3

商工政策課ホームページURL: https://www.pref.tottori.lg.jp/273279.htm